

患者様各位

コンタクトレンズ検査料に関するお知らせ

医療法人宝生会 P L 病院長

当院では、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、近畿厚生局へ届出を行っております。施設基準に沿って、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1.初診料および再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診された場合は初診料として 2 9 1 点を算定し、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある場合は外来診療料（再診）として 7 6 点を算定いたします。

2.コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を実施した場合は、コンタクトレンズ検査料 1 として 2 0 0 点を算定いたします。

ただし、厚生労働省が定める疾病等によってはコンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。

3.コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

朝田 佳陽子	医師	眼科診療経験	29 年
江浦 真理子	医師	眼科診療経験	14 年
石橋 拓也	医師	眼科診療経験	8 年

4.備考

上記はコンタクトレンズ装用を目的でのみ受診された方へのお知らせであり、別途、疾病の治療を併せて行った場合にはこの限りではありません。尚、当該お知らせに関してご不明な点がございましたら、眼科受付窓口または会計窓口までお問い合わせください。

以上

2025 年 4 月 1 日